



2022手話言語フォーラム 資料

手話通訳士から見る情コミ法と手話言語法 ～手話言語法制定と手話言語通訳の拡充に向けて～

一般社団法人 日本手話通訳士協会
理事 渡部芳博

運動が作り上げた手話通訳士制度

1981年 厚生大臣宛「手話通訳の制度化についての要望」(全日ろう連)

1985年 「手話通訳士制度化調査検討報告書(60年報告)」

「アイラブコミュニケーション」パンフ普及運動

手話通訳制度化のための全国展開(国民の1%に普及を目標)

⇒140万を超える普及を達成!

アイラブラブ
コミュニケーション

手話通訳制度化のために



1988年 「手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書(63年報告)」



1989年 「手話通訳士試験(厚生労働大臣公認)」開始

障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法と手話言語法

障害者情報アクセシビリティ・
コミュニケーション推進法

- ①情報の取得と利用
- ②意思疎通支援に係る
施策の推進

手話言語法

5つの
基本的
権利

- ①手話言語の獲得
- ②手話言語で学ぶ
- ③手話言語を習得する
- ④手話言語を使う
- ⑤手話言語を守る

具現化に向けては

意思疎通支援者(手話言語通訳者)の拡充

が必須!

地域共生社会の実現

手話言語法制定と 手話言語通訳制度の拡充に向けて

私たち手話通訳士は、聴覚障害者の社会参加を拒む障壁が解消され、**聴覚障害者の社会への完全参加と平等が実現**されることを願っている。
このことは私たちを含めたすべての人々の自己実現につながるものである。...

1. 手話通訳士は、**すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する。**

1997年5月制定「手話通訳士倫理綱領(抜粋)」

【付帯決議】

手話言語法の立法を含め、**手話に関する施策の一層の充実**の検討を進めること

手話言語通訳
制度の拡充

専門職としての
国家資格化

・ 3階建て構想の検討

